

# 質 問 書

2020 年 5 月 15 日

「ミャンマー連邦共和国 官民連携による栄養改善事業推進にかかる基礎情報収集・確認調査」  
(公示日:2020年4月22 日/公示番号:20a00111)について、質問と回答は以下の通りです。

## 【調達・派遣業務部よりご案内】

プロポーザル及び見積書は企画競争説明書(もしくは入札説明書)に記載のと通りの現地調査時期を想定して作成ください。

一方で、本件の公示以降の状況判断として、JICA では 2020 年 9 月末までは現地との人の往来は難しいということも現時点では想定しており、その旨を現在複数回実施中の『新型コロナウイルス蔓延を受けた実施中案件の取り扱い』にかかる説明会』に係る説明会』にてご説明しているところで  
すので、渡航が 2020 年 10 月以降になった場合に、現地渡航前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。

なお、こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	16～17 ページ	<p>調査項目については、離職率、欠勤率を含めた勤労意欲や生産性を測る国際的な指標(下記)を参考にして設計する様に仕様書に記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・SF 12@ Health Survey</li><li>・ WHO Health and Work Performance Questionnaire</li></ul> <p>一方、栄養改善、健康増進に関するエビデンスを取る調査については「ミャンマー側関係機関の意見を聴取し、調査(項目)に反映」との記載があるのみ。参考にすべき保健・栄養指標は決ま</p>	<p>参考にすべき保健・栄養指標としては、Dietary Guideline をご参照ください(更新版がミャンマー保健スポーツ省の HP に近日中に公開される予定なのですが、COVID-19 の影響で遅延しています。現時点の最新版は2007年版です)。これらを参照に関係者と最終化していきますが、この過程で JICA と相談しながら議論をフォローできる程度の関連知識があることが望ましいと考えます。</p>

		っているのか？決まっていない場合、調査項目設定に関して医学的知見がどのレベルまで必要となるか？	
2	29 ページ	現地再委託費が価格競争の対象としないために“定額(4,000,000 円)で計上する経費”とされているが、再委託先についても共同企業体構成員に含めた提案で構わないか？	共同企業体構成員に含めることは阻みませんが、予算は定額で計上ください。
3	15 ページ 1. 調査の背景 (2)NJPPP における栄養改善への取組み	工場給食の導入について「より多くの企業の導入拡大については課題がある状況」とあるが、課題の内容が示されていない。これは、17 ページ「(1)第 1 回国内作業期間」にある①(NJPPP の過去類似プロジェクトのレビュー)で作業するという理解でよいか？	これまでの他国における取り組みでは、工場給食の導入メリットを定量的に示すことはしていないため、工場側の導入意欲に結びつけることが課題となっていました。そのため、今回の調査を設定し、検証することを目的としています。
4	15 ページ 2. 調査の目的	本調査の目的として、記載されている下記の内容のうち、①の部分は17-18ページの調査の内容に詳細が記載されているが、②に関しては具体的な業務が記載されていないと思われるが、想定する具体的な業務はあるか？  ①NJPPP プロジェクトによる栄養改善事業の効果測定に必要な情報を収集し、職場における栄養改善事業の効果としてとりまとめ、②またミャンマーにおける栄養改善分野への本邦食品・栄養関連企業の進出にあたり必要な情報を収集・整理することを目的とする。	②では栄養プロフィールの作成と、それを踏まえた食品産業のミャンマー進出促進への提言案を考えて頂く想定です。

5	16 ページ 3. 調査実施上の留意事項 (3)「東京栄養サミット 2020」に向けた資料作成	COVID-19 の世界的な感染拡大を受け、「東京栄養サミット 2020」は予定どおり 2020 年 12 月に開催されるのか。日程が変更された場合、本調査の進捗報告および資料作成は行うのか。	5 月 11 日時点で延期の正式発表はありません。仮に日程が変わった場合でも、新たな日程で行われるサミットにおいて本プロジェクトで作成する資料を使用し発表を行う想定のため、作成時期を調整したうえで資料作成は行って頂くことを想定しています。
6	17 ページ 4.調査の内容 (2)第1回現地作業期間	④にある「現地職場給食モデル実証のための介入とデータ収集手順書」は、どのような内容のものか？16 ページ「(6)介入の内容および調査項目の設定」には「本調査として独自の介入は行わない」とあるが、介入の詳細の記載に関しては本業務で実施しないという理解でよいのか？	本調査のコンテキストにおいて、収集するデータの質を確保するために必要な、介入の手法やデータ収集の際の留意点などを手順書として取りまとめ頂くものです。(例:栄養改善メニューを配布する介入群と、普段通りの給食メニューを配布する非介入群が混ざらないように(例えば、お互いの給食を交換したりしないように)管理する方法・手順などです)。よって、介入(=栄養改善給食メニューの開発など)自体の設計は本業務の対象外ですが、介入から正確なデータが得られるための支援・モニタリングについては対象となります。
7	17 ページ 4.調査の内容 (3)第2回現地作業期間	②にある「情報収集にかかるトレーニングの実施」は、再委託先が調査員に対して実施することでのよいのか。	再委託先が調査員に対して実施するトレーニングが主要なものと想定していますが、本案件受託者から再委託先に対するトレーニングが必要である場合はその両方を含みます。
8	17 ページ 4.調査の内容 (2)第1回現地作業期間、(3)第2回現地作業期間	第1回現地作業期間と第2回現地作業期間で想定されている業務は、渡航を分けず、1回の渡航期間として行うことは可能か？	想定される業務が実施可能かつ他渡航日程で行う業務に影響しなければ可能です。

9	18 ページ 4.調査の内容 (4)第 3 回現地作業期間、(7)第 5 回現地作業期間	第 3 回現地作業期間、および第 5 回現地作業期間の業務内容は、介入内容の月例モニタリング及び報告だが、団員が現地に渡航する必要はないという理解でよいか？ また、現地のモニタリングのためのローカルコンサルタント(現地傭人)を雇用する必要があるか？	左記期間は、第 1～2 回現地渡航で策定した介入手順に則り介入(=介入群に対する栄養改善給食の配膳)を行う期間になります。手順通り行っているか確認することが目的ですので、団員が直接実施しなくとも精度管理ができるとご提案いただける場合、渡航なしによるモニタリングの実施を計画いただいて結構です。団員によるモニタリングを想定していますが、その代替もしくは補強のためのローカルコンサルタントの雇用を提案いただくことは可能です。
10	19 ページ 6. 成果品等	「このうち、(6)を成果品とする」とあるが、「(7)(業務完了報告書)を最終成果品とする」ではないか？	誤記があり大変申し訳ございません。正しくは、ご指摘の箇所は削除、成果品は(1)～(7)のすべてとなります。  「調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。 <del>このうち、(6)を成果品とする。</del> 最終成果品の提出期限は、2021 年 2 月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。なお、本契約における成果品は(1)～(7)のすべてとする。」
11	24 ページ 3. 技術提案書作成上の留意点 3. 1コンサルタント等の法人としての経験、能力	類似業務の経験に関して、様式 4-1(その 1)に列を加えて、記載してもよいか？	構いません。

12	29 ページ 3. 定額で計上する経費	③車両関連費=4,500円×93日=418,500、は車両備上費および運転手 日当・宿泊費が含まれるという理解でよいのか？	車両関連費には、車両の使用料およびドライバーの備人費・燃料代・車両維持管理費を含みます。詳しくは、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン QCBS 方式対応版）」(2020年4月)のP12「(2)車両関連費」の項目をご参照ください。
13	16 頁 (6) 介入の内容および調査項目の設定 本調査の介入は、前述の NJPPP 事業で実施する職場給食と栄養教育の提供を想定しており、本調査として独自の介入は行わない。 29 頁 3. 定額で計上する経費 (6)再委託費のうち①現地再委託費(データ収集):4,000,000円	仮に、提案者が介入のエビデンス構築に不可欠と考える再委託先へのデータ収集にかかる業務内容と、発注者が想定する再委託業務の内容が大幅に異なり、定額金額内での実施が困難と判断された場合、受注者による提案内容はどのような取り扱いになりますでしょうか。	P24 で記載の通り、「第2章 特記仕様書案」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案を歓迎しています。つきましては、入札金額内訳書では定額計上いただきつつ、提案書内では、①定額で対応可能な調査範囲と、②追加提案となる調査項目および予算を記載ください。
14	16 頁 (6) 介入の内容および調査項目の設定 本調査の介入は、前述の NJPPP 事業で実施する職場給食と栄養教育の提供を想定しており、本調査として独自の介入は行わない。	NJPPP プロジェクトでの介入には、他国での事例にみられるような血液検査も想定されているでしょうか？	NJPPP プロジェクトにおける血液検査は想定されていますが、現時点では最終決定されておりません。
15	16 頁 (3)「東京栄養サミット2020」に向けた資料作成 2020年12月に開催予定の「東京栄養サミット2020」で、本調査の進捗報告を行う。	東京栄養サミット2020ですが、(コロナの影響も想定されますが)予定通りに開催されると想定して、本調査の進捗報告は、誰が行うことを想定されているのでしょうか。もし調査メンバーが行う場合、費用は計上しても問題ないでしょうか。	栄養サミットに向けた作成資料の進捗報告は、作成をご担当いただく業務従事者にご報告を頂くことを想定しています。その分の業務量は見積りに含んでいただいて構いません。

16	<p>15 頁 2. 調査の目的</p> <p>本調査として同時の介入を行うものではなく、NJPPP 事業が実施する介入の効果測定・調査を目的とする。</p>	<p>現時点で具体的に介入は進んでいるでしょうか？もし、コロナの影響等で進んでいない場合は、どの時期から介入が始まりそうか、おおよその想定はあるでしょうか？コロナにより仮に日本人専門家の派遣が遅れて遠隔での実施となった場合でも、具体的な介入が進んでいなければ効果測定は行えないため、現状もし介入が行われていなければ実施時期の見通しにつきご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>2020 年 5 月 11 日時点で、まだ介入は開始していません。一方、栄養改善給食メニューの開発・製造事業者と、介入を受ける現地法人は通常操業を行っているため、現地の準備が整い次第、7~8 月には介入を始める予定です。ただし、今後どのような影響がでるか見通しきれない部分もあり、介入時期の変更が生じた場合は本調査も柔軟に対応していく方針です。</p>
17	<p>29 頁 3. 定額で計上する経費</p> <p>以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。</p> <p>「1. 直接経費 (3) 一般業務費のうち、③車輦関連費 4,500 円 × 93 日 = 418,500 円」</p>	<p>定額計上となっている車両借り上げ費は、ドライバーの費用(遠方調査時の日当宿泊費等も含む)やガソリン代なども含まれているでしょうか？</p>	<p>車両関連費には、車両の使用料およびドライバーの傭人費・燃料代・車両維持管理費を含みます。詳しくは、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン QCBS 方式対応版」(2020 年 4 月)の P12 「(2)車両関連費」の項目をご参照ください。</p>
18	<p>17 頁(3)第 2 回現地作業期間</p> <p>① 「栄養プロフィール」作成のための情報収集。</p> <p>18 頁 (3) ※「栄養プロフィール」、および 29 頁 3. 定額で計上する経費 (6)再委託費のうち①現地再委託費(データ収集) : 4,000,000 円</p>	<p>栄養プロフィールの作成についても、定額計上となる再委託先の調査業務内容として含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>栄養プロフィールは団員による調査結果を日本語で取りまとめて頂くものです。再委託業務は現地での介入に係る調査が TOR となり、栄養プロフィール作成業務は含まれません。</p>

19	15 ページ	NJPPP プロジェクトでは栄養強化米の導入を行う予定だと書かれているが、本調査においても栄養改善効果の検証のために血液検査は必要か。また、もしも必要な場合は、JICA 側でミャンマー現地での交渉・調整をしてくれるか。	血液検査は想定されていますが、まだ最終決定はされていません。仮に血液検査を実施する場合は、NJPPP プロジェクト実施団体と役割について整理しつつ、JICA も必要な支援をする予定です。
20	—	調査対象数のミニマムについての認識を教えてください。	今回の調査で有意差を判断するためのサンプルサイズとして、最低 1,000 人分(ベースライン調査・エンドライン調査ごと)が必要と思料しています。なお、すでに介入左記の協力事業者を募っており、1,000 人程度は確保できる見込みです。
21	P27 ページ	「3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力」において(1)では業務主任者の経験・能力に限定されている様に見受けられるが、業務従事者としての経験・能力についても記載することが出来るか。	今回の評価対象者は業務主任者のみです。
22	17 頁中段「②倫理審査申請状況のフォローアップ」  17 頁下段「(3)第2回現地作業期間(2020年7月下旬～8月下旬)」	ミャンマーにおける倫理審査の手続きの流れや審査に必要な期間等をご教示ください。  保健・スポーツ省の資料をみますと、倫理審査には申請から6-8週間必要のようです。また、申請書類には、調査の概要や調査実施者の名簿の提出等があるようです。もしこれが正しければ、ワークプランをミャンマー側・日本側関係者と協議の上確定し、再委託先決定して、漸く倫理審査申請が可能となります。そして、そこから6-8週間後、はやくとも9月下旬でないとベースライン調査は実施できないのではないかと考	ご指摘の通り、倫理審査のためには、現地団体から申請を上げる必要があります。必要な期日はご確認いただいた通り、概ね2-3か月を要します。  この申請は NJPPP プロジェクト実施団体及び関係団体がすでに準備を進めているものであり、本調査として新たな申請を上げることは現時点では想定していません。よって、NJPPP プロジェクトが主体となる審査のフォローのみでよいというご理解の通りになります。COVID-19 の影響がなければ、7-8 月には審査を終えて介入を開始できる想

		<p>えました。</p> <p>また、本件受注者の業務には、申請そのものは含まれず、どなたかがされる申請のあくまでフォローアップのみでよい、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>定です。</p> <p>一方、NJPPP プロジェクトの介入と本調査は密接な関係があるため、審査プロセスで情報連携を頂くことを想定しています。具体的には、調査内容のすり合わせやすみわけの協議等です。</p>
23	<p>19 頁「3.成果品等(2)現地業務結果報告書、(7)業務完了報告書」</p> <p>20 頁「報告書目次案」</p>	<p>(2)現地業務結果報告書と(7)業務完了報告書の 2 点の報告書の違いやそれぞれの内容をご教示ください。また、20 頁の報告書目次案は、(7)業務完了報告書の目次案という理解でよろしいでしょうか。それとも、(2)現地業務結果報告書と(7)業務完了報告書とは別のものでしょうか。</p>	<p>(2)現地業務結果報告書は現地調査業務のみを対象としており、(7)業務完了報告書は国内作業も含めたすべての業務の完了報告を頂く書類です。P20 の目次案は(7)業務完了報告書の目次案となります。</p>
24	<p>渡航時期の変更の柔軟性と、現在存在する日程の制限について</p>	<p>新型コロナの影響で入札説明書の想定時期に渡航が可能か不明であり、同じ理由から現在従事中の別案件の予定も不確定な状況で、入札説明書記載の時期に従事が可能か判断がつかねる。本案件の現地調査時期・回数や実施期間は柔軟に変更が可能か。「栄養サミット」や現地の対象案件等の事情により日程の調整に制限がある場合教えてほしい。</p>	<p>COVID-19 の影響による業務実施時期の調整は可能な限り柔軟に対応いたします。また、介入に関しては NJPPP プロジェクトが実施することになり、ベースライン、エンドライン調査等についてはこちらの実施時期に合わせる必要がありますが、同プロジェクトについても新型コロナによる影響があり得ます。同プロジェクトとの時期の調整についてもできる限り柔軟に対応するよう努力します。「栄養サミット」は現時点では日程の変更はなされていません。サミットに向けた業務についてはサミットの日程に合わせた実施をお願いします。</p>

25	<p>指示書 18 ページ 第 3 回現地作業期間(2020 年 9 月上旬～2021 年 1 月上旬) および第 5 回現地作業期間(2021 年 1 月上旬) ① 介入内容の月例モニタリング及び報告。</p>	<p>「月例」モニタリングとなっておりますが、これは第 1～6 回の現地作業の際には、明記されていなくてもモニタリングを実施することが求められているのでしょうか。また第 3 回現地作業に関しては実施時期の幅が 4 カ月ありますが、これは「月例」となるように時期を調整することが求められるのでしょうか。</p>	<p>現地作業の際は定期的にモニタリングをしていただきつつ、月報にまとめて当部にご報告を頂きます。そのため、例えば第 3 回現地作業の従事期間中も、月報という形で毎月の進捗や留意点などをご報告いただくこととなります。</p>
26	<p>28ページ～ 経費積算に係る留意事項</p>	<p>今回は航空賃を含めた総額での入札となると理解しますが、「コロナ後」に航空賃が再設定される可能性もあり、見積額と大きな相違があった場合は、契約上柔軟にご対応いただけるのでしょうか。</p>	<p>COVID-19 の影響については JICA としての公式対応に準じて本案件も対応させて頂きます。COVID-19 の影響により航空賃含めて経費に大きな変更が生じた場合には当機構までご相談ください。</p>

以上